1 所掌事項 (法第30条の9、条例第3条第4項)

本人確認情報の保護に関する事項を調査審議する。

法律によって審議会の権限に属させられた事項の調査審議

・・・ 住民票コードの利用制限違反に対する知事の中止命令に関する事項

知事の諮問に応じた調査審議

・・・・本人確認情報の保護に関する事項、本人確認情報を県が利用する場合に制定する条例に関する事項 等

知事に対する建議

本人確認情報の保護に関して知事が講じた措置等に関する報告の聴取(条例)

2 組 織 (条例第5条~第8条第2項)

定 数・・・ 7人以内(個人情報の保護又は情報通信技術の利用に関し識見を有する者、 関係市町村等の職員)・・・現在6人

仟 期 … 2年

会 長等・・・会長1人(委員の互選)、会長代理1人(会長の指名)

会の成立・・・過半数の出席

3 審 議 (条例第8条第3項、第4項)

議 長・・・・会長が務める

審議事項の議決・・・出席委員の過半数で決定

審議事項の公開・・・原則公開。ただし、本人確認情報の保護を図る上で支障があると認められる

場合は非公開

公開の場合は傍聴を認める(別紙傍聴要領による)

4 その他 (条例第9条)

委員の守秘義務

長野県本人確認情報保護審議会の傍聴要領

1 傍聴の手続き

- (1) 長野県本人確認情報保護審議会(以下「審議会」という。)の会議の傍聴を希望する者は、会場受付で氏名及び住所を記入の上、会議の開始までに所定の席に着席すること。
- (2) 傍聴希望者が、傍聴席の数を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定すること。

2 傍聴者の遵守事項

- (1) 傍聴者は、静粛に傍聴することとし、発言したり、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向を表明したりしないこと。
- (2) 傍聴者は、会議の撮影、録音等を行わないこと。
- (3) 傍聴者は、上記のほか、会議の支障となる行為をしないこと。
- (4) 遵守事項に違反した場合には、傍聴を認めないこと。
- (5) その他、審議会会長の指示に従うこと。

3 取材者の特例

取材目的 (新聞、テレビ等の媒体を使用し、広く県民等に会議の内容を知らしめる目的でのものに限る。) での傍聴については、2 の(2)の規定にかかわらず、1 の(1)の際にその旨を申し出た上で、所定の場所において撮影等を行うことができるものとする。

4 その他

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例の規定等により、審議会会長が会議の一部又は全部について 非公開とする旨を決定した場合には、傍聴できないものとする。